	概要
	ウルグアイは、法の執行業務の提供及び次のサービス（公共の目的のために設けられ、又は維持される社会サービスである場合に限る。）の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 更生及び社会復帰事業、社会保障又は失業給付、社会福祉、公共教育、公共の訓練、保健、保育、下水道事業及び上水道事業
	現行の措置
七	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
八	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
九	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
十	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
十一	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
十二	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置

伝統的な行事及び祭典

内国民待遇（第三条）

ウルグアイは、パレード、カーニバル等のウルグアイの国民の伝統に関する行事の開催及び振興に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

鉄道輸送及び補助的なサービス

特定措置の履行要求（第八条）

ウルグアイは、鉄道輸送及び補助的なサービスについて、特定措置の履行要求に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該措置がウルグアイの法律に基づいて適切であり、透明性があり、かつ、差別的でないことを条件とする。

全ての分野

最恵国待遇（第四条）

ウルグアイは、この協定の効力発生の日の前から効力を有する又は当該効力発生の日の前に署名された二国間又は多数国間の国際協定に基づき、各国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

ウルグアイは、次の分野について、この協定の効力発生の日の後に効力を生ずる又は署名される二国間又は多数国間の国際協定に基づき、各国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

(a) 航空
(b) 漁業
(c) 救助を含む海事
(d) 電気通信

地上輸送

最恵国待遇（第四条）

ウルグアイは、この協定の効力発生の日の後に南米南部共同市場（MERCOSUR）上の約束に従って締結される地上輸送に関する二国間又は多数国間の国際協定に基づき、MERCOSURの加盟国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

財政

内国民待遇（第三条）

ウルグアイは、ウルグアイの中央銀行又はウルグアイ政府が発行する債券、経済財務省証券その他の債務証書の取得、売却その他の処分を制限する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

全ての分野

内国民待遇（第三条）

ウルグアイは、自国の区域内の陸上国境及び河川国境に沿った国境保安地帯の設立に向けた措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

十三	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
十四	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置
十五	分野
	小分野
	留保の種類
	概要
	現行の措置

通信

ラジオ、テレビジョン及びその他の視聴覚通信サービス

内国民待遇（第三条）

特定措置の履行要求（第八条）

経営幹部及び取締役会（第九条）

ウルグアイは、ラジオ、テレビジョン及びその他の視聴覚通信サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

政令法第一万四千六百七十号

政令法第一万五千六百七十一号（第十条）

法律第一万六千九十九号（第六条）

法律第一万八千二百三十二号

千九百七十八年政令第七百三十四号（第八条、第九条及び第十一条）

千九百八十年政令第三百二十七号

千九百八十六年政令第三百五十号

二千十二年政令第百五十三号

農村の財産及び農業開発

内国民待遇（第三条）

最恵国待遇（第四条）

特定措置の履行要求（第八条）

ウルグアイは、農村の財産の購入及び所有並びに農業開発を制限する措置であって、外国の国有財産又は政府系ファンドが所有し、又は直接若しくは間接に関与する企業に対するものを採用し、又は維持する権利を留保する。

全ての分野

内国民待遇（第三条）

最恵国待遇（第四条）

補助金については、日本国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。

附属書Ⅲ　収用

1　両締約国は、第十六条1の規定が収用に関する国家の義務に係る国際慣習法を反映することを意図したものであるとの理解を共有していることを確認する。

2　締約国による一又は一連の措置は、資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）又は投資財産に係る財産権の持分を侵害するものでない限り、収用を構成しない。

3　第十六条1の規定は、次の二の事態を取り扱っている。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転若しくは明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b)　第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

4　締約国の政府の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。

(a)　政府の一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b)　政府の一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度

(c)　政府の措置の性質（その目的を含む。）